

結社の自由委員会報告

フィリピン（事件番号 2252）

フィリピントヨタ自動車労働組合（TMPCWA）

2003年2月24日提訴

提訴人は、政府のILO条約第87号および第98号の順守不履行が、フィリピントヨタ自動車社による組織化と団体交渉の権利に対するいくつかの侵害を引き起こす原因となったとして申し立てている。これらの権利侵害は、労働組合の結成とその活動に対する妨害をはじめ、組合が唯一の団体交渉代表権者であるとの承認にも拘らず団体交渉を拒否し、組合員の組合活動への参加、とりわけストライキ行動への参加に対する組合員の解雇を通じての反組合的差別、また労働雇用省長官によるストライキ終結のための介入を含むストライキ権の行使を制限に及ぶ。

報告番号 335

(Vol. LXXXVIII, 2004, Series B, No. 3)

委員会および理事会の提言を受け発効

目次

序

事件番号 2252（フィリピン）

162.

委員会は2003年11月の会議において本事件の調査を実施した（第332号報告、第848-890項参照）。その際、委員会は比政府に対し、公正、独立かつ迅速な承認手続を許容し、雇用者による妨害行為に対する保護を与えるよう国内法を改正し、また同国の労働法、特にストライキ権行使に関するその第263条（g）項の改正措置を講じることを要請した。委員会は、比政府がTMPCWAとフィリピントヨタ自動車社による労働協約締結に向けた誠意ある交渉の実施を確実に進めるものと信を置いた。更に、委員会は政府に対し、会社から解雇された227人の労働者および雇用上の地位を喪失したと見なされた組合執行委員の復職、または復職が無理ならば相当の補償金の支払いを検討する話し合いを開始するよう要請した。以上の点すべてについて、および組合執行委員に対してなされている刑事責任追及を取り下げるために取られたあらゆる方策に関し、委員会は政府が委員会に対し絶えず報告し続けることを要請した。最後に委員会は、比政府が本事件に関し協議団の受け入れを考慮するよう要請した。

163.

2004年2月13日付の文書の中で提訴人は、組合の団体交渉要求を阻止する高裁の仮差止

命令を取消した 2003 年 9 月 24 日付最高裁判決にも拘らず、会社側は組合との交渉を依然拒否し続けていると主張している。実際に、会社側は最高裁に対し差止命令の復活を求める申し立てを行い、社内に新たな組合が結成されるのを妨害し、また係属中の刑事事件を通して圧力をかけ続けている。提訴人は、政府がこの最高裁判決に関しいかなる措置も講じていないと主張している。2004 年 6 月 10 日付の文書では、提訴人は、委員会の勧告に関し政府が何の具体的な措置も講じていないことを改めて主張し、2003 年 9 月 24 日付および 2004 年 1 月 28 日付の最高裁判決の写および中央斡旋調停委員会 (National Conciliation and Mediation Board) からと事件の本体に関しては何の法的決定も成されていないという提訴人の主張している。

164.

2004 年 5 月 18 日付政府文書において、政府は、高裁による先の仮差止命令を取消したことによって、最高裁は単に会社側に与えられていた暫定的救済措置を解消したにとどまり、よって組合が唯一の交渉代表権者であるという労働雇用省長官による承認の適法性に関する主たる争点は、依然未解決であると主張している。また、中央労働委員会に対し申し立てを行ったり、ストライキ行使の通告を行えるのは承認組合に限られるとし、従って事件の本案にする終局判決がしかるべき裁判所により出されない限りは、労働雇用省はその不作為を非難されるいわれはない、としている。2004 年 7 月 8 日付の文書で、政府は 2003 年 9 月 24 日付および 2004 年 1 月 28 日付の最高裁判決を追加情報として提出した。

165.

委員会は、当委員会による比政府への先の勧告に対し、政府がいかなる追加情報も提供しない方針を選び、かつ、最高裁の判決に関する提訴人団体のその後の申し立てに対する反論にのみ回答を限ったことを、遺憾に感じている。委員会は、先の勧告はそれらの判決とは無関係であることを明記するとともに、政府が以下の点について措置を講じることを緊急に要請する。(1) 公正、独立かつ迅速な承認手続を許容し、雇用者による妨害行為に対する保護を与えるよう国内法を改正すること。(2) 労働法の第 263 条 g 項を改正すること。(3) TMPCWA とフィリピントヨタ自動車社が誠意ある交渉を行うよう措置を講じること。(4) 解雇された 227 名の労働者の復職、または復職が無理ならば相当の補償金の支払いを検討する話し合いを開始すること、である。委員会は以上の点に関し、絶えず報告が受けられることを要請する。

166.

最高裁の判決に関しては、委員会は、2003 年 9 月 24 日付判決は、組合による団体交渉要求を阻止するために、会社側が取得した仮差止命令を取消したものであることを明記する。2004 年 1 月 28 日の最高裁判決は、会社側による審査申し立てを「終局的に」却下した判決であり、従って先の最高裁判決を確認するものである。また委員会は、これらの判決は事件の本体には影響を与えないものであり、裁判所が承認手続は正しく、よって TMPCWA が会社の唯一の団体交渉代表権者であると認めない限りは、労働雇用省はその不作為を非難されるいわれはないという、政府の主張に注目している。

167.

委員会は政府に対し、唯一の団体交渉の代表権者であるとした先の労働雇用省長官の承認に、TMPCWA が依拠することを妨げる差止命令が存在しなければ、係属中の法的異議申立てが存在しても、しかるべき裁判所が反対趣旨の命令を下すまでは、当該承認は有効であるのかどうかに関し、明確な見解を提出するよう要請する。